

令和5年度 主任介護支援専門員更新研修 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和5年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1 本研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

※介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了した場合は、本研修の修了をもって介護支援専門員証を更新することができます。

2 受講対象者

下記3の受講要件に該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者としてします。（受講対象期間は「10 その他 主任介護支援専門員更新研修受講対象者早見表」参照）

3 受講要件

以下の①～⑤までのいずれかに該当する方が受講いただけます。

①過去3年以内に以下の経験を有する者

- ・介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ・一般社団法人長野県介護支援専門員協会が主催する法定外研修の講師経験がある者
- ・長野県介護支援専門員地域同行型研修のアドバイザーの経験がある者

②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修※1等に4回以上参加した者

③一般社団法人日本ケアマネジメント学会（一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人長野県介護支援専門員協会含む）が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。（ただし、3年以内の発表抄録の発表者であること）

④一般社団法人日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり都道府県が適当と認める者

※1 法定外研修について

1.定義

法定外研修は、主任介護支援専門員更新研修受講にふさわしいものとし、次に掲げるものであって、次に定める事項を満たすものをいう。

- (1)長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、一般社団法人長野県介護支援専門員協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人日本ケアマネジメント学会又は、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が主催するもの
- (2)上記以外の職能団体等が主催であって、かつ長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が認めるもの
- (3) 長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱第5条第2項イの規定による「実習Ⅱ」における実習指導者が行う実習指導

2.対象期間

法定外研修の対象期間は令和4年4月1日～令和5年3月31日までに受講終了又は修了したものとす。

3.算定基準及び研修時間

法定外研修は1日単位で1回と算定し、研修時間は1回につき90分以上のものとする。なお、研修時間に休憩は含まれない。

ただし、「1：定義」の(3)に規定する「実習Ⅱ」を指導した者は、前年度の実習指導に限り、実習指導の回数にかかわらず、当該年度の法定外研修を1回受講したものとみなす。

●長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関が主催する法定外研修は、本会HP「ふれあいネット信州」をご確認ください。(<http://www.nsyakyo.or.jp/>)

4 申込方法

(1) インターネットの専用フォーム（主任介護支援専門員更新研修用）URL

<http://www.nsyakyo.or.jp/shuninkoshin.php>

(2) 提出書類

- ・主任介護支援専門員更新研修受講申込書（様式1）※全員必ず提出
- ・受講要件別提出書類（以下より確認）

①の方…介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの依頼文及び研修日程表(写)

または、一般社団法人長野県介護支援専門員協会が主催する法定外研修の依頼文(写)または長野県介護支援専門員地域同行型研修のアドバイザー-修了証書(写)

②の方…受講証明書(写) ※次の各号に掲げる事項が記載された法定外研修受講証明書等も有効とする。

- (1) 受講者氏名
- (2) 受講年月日、時間
- (3) 実施団体の住所、法人名、法人代表名及び法人(公)印
- (4) 研修名
- (5) 研修会場名

また、「3 受講要件」の②※1【法定外研修について】の1(3)に該当する方は、長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関に提出した「長野県介護支援専門員「実習Ⅱ」実施要領」の長野県介護支援専門員実務研修「実習実施報告書」（様式第5号）の写しをご提出ください。

③の方…一般社団法人日本ケアマネジメント学会（一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人長野県介護支援専門員協会含む）が開催した研究大会の資料(大会冊子の表紙・プログラムや分科会のテーマ等)及び発表抄録の写し

④の方…一般社団法人日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証(写)

⑤の方…長野県健康福祉部介護支援課にお問合せください。（電話 026-235-7129）

※不正な手段により提出書類を作成された場合は、研修の受講及び修了を取消します。

※提出期限までに全ての書類の提出がない場合や、提出書類に不備がある場合は受講できませんので、十分に確認を行ってください。

5 提出先

〒380-0936 長野市中御所岡田 98 番地 1

(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

6 提出締切

令和5年4月10日(月)【消印有効】

インターネットの申込のうえ上記期限までに必要書類を郵送で提出してください。

7 受講方法等

感染症予防・感染症拡大防止に向けた対応を考慮し、オンラインによる受講と集合研修を組み合わせて実施します。集合研修については、各研修日程表に記載の期間で実施する予定ですが、感染状況や受講人数等を考慮しつつ、会場を検討しているため、集合研修実施の1か月前を目途に、会場及び日程を研修受講決定者にお知らせします。研修会場は松本市、長野市での開催を予定しています。(変更となる場合もあります。)

※1 オンライン研修では提出課題を設けます。課題の提出締め切りを守らないと受講が無効になることがあります。

課題に取り組む時間も研修に含まれています。

※2 オンライン研修にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。

※3 オンライン研修における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。

8 受講料等

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納期限までに指定口座へお振込みください。

※ 納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降又は他の研修に充当することもできません。

※ 研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

主任介護支援専門員更新研修 受講料(資料代含む)：56,400 円

9 日程等について

第1期、もしくは第2期のいずれかのご受講になります。

第1期 長野開催(会場：長野市生涯学習センター)

受講方法(想定日数)	日程
オンライン研修(3日相当)	6月5日～7月6日
集合研修(1日)	7月7日
オンライン研修(3日相当)	7月8日～7月13日
集合研修(1日)	7月14日

第2期 松本開催(会場：浅間温泉文化センター)

受講方法(想定日数)	日程
オンライン研修(3日相当)	6月26日～7月27日
集合研修(1日)	7月28日
オンライン研修(3日相当)	7月29日～8月3日
集合研修(1日)	8月4日

【備考】

日程、会場は予定です。変更になる場合があります。

想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。

オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の動画教材を視聴していただくことです。動画教材は日程に記載の期間中、いつでも視聴いただけます。

受講時期、会場については有効期間満了日等を加味して事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。

10 研修科目

- オリエンテーション
- 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向
- 家族への支援の視点が必要な事例
- 状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例
- リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- 認知症に関する事例
- 入退院時等における医療との連携に関する事例
- 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
- 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

11 その他

主任介護支援専門員更新研修受講対象者早見表

※主任介護支援専門員研修（更新研修）修了証書有効期間満了日のおおむね2年前から受講可能

○前回、主任介護支援専門員研修を受講

修了年度	受講対象期間
令和元年度（平成31年度）2期 修了者 有効期間満了日：令和7年(平成37年)1月16日	令和5年1月17日～令和7年1月16日
令和元年度（平成31年度）1期 修了者 有効期間満了日：令和6年(平成36年)10月3日	令和4年10月4日～令和6年10月3日
平成30年度修了者 有効期間満了日：令和5年(平成35年)12月20日	令和3年12月21日～令和5年12月20日

《注意事項》

受講対象期間より先に介護支援専門員証の更新を迎える方は、先に介護支援専門員の更新研修又は専門研修を受講し、更新手続きを行った上で、介護支援専門員証の有効期間に本研修を受講してください。

○前回、主任介護支援専門員更新研修を受講

修了年度	受講対象期間
令和元年度（平成31年度）2期 修了者 有効期間満了日：令和6年(平成36年)12月25日	令和4年12月26日～令和6年12月25日

令和元年度（平成 31 年度） 1 期 修了者 有効期間満了日：令和 6 年(平成 36 年)10 月 10 日	令和 4 年 10 月 11 日～令和 6 年 10 月 10 日
平成 30 年度 2 期 修了者 有効期間満了日：令和 5 年(平成 35 年)11 月 21 日	令和 3 年 11 月 22 日～令和 5 年 11 月 21 日
平成 30 年度 1 期 修了者 有効期間満了日：令和 5 年(平成 35 年)8 月 8 日	令和 3 年 8 月 9 日～令和 5 年 8 月 8 日